

出向契約書

(甲) _____ (以下「甲」という。)と(乙) _____ (以下「乙」という。)は、次のとおり出向契約を締結した。

(出向内容)

第1条 乙は甲に社員(丙) _____ (以下「丙」という。)を出向させ、次の就業場所において、次の業務を甲のために従事させる。

就業場所： _____

業 務： _____

(出向期間)

第2条 出向期間は令和____年____月____日より令和____年____月____日までとする。

一 _____

二 _____

三 _____

2 前項の出向期間は、甲又は乙の都合により延長することができる。

(出向期間中の取り扱い)

第3条 乙は、出向期間中、丙を休職扱いとし、丙は甲の指揮命令により第1条の業務を遂行するものとする。

(労働条件等)

第4条 出向期間中の勤務時間、休日、休憩等の労働条件については、甲の従業員につき定められた条件に従って勤務する。

(年次有給休暇)

第5条 出向期間中の丙の年次有給休暇は乙へ申請し、乙の規程に基づき取得する。

(給与等)

第6条 丙の給与、賞与、通勤手当は、乙が丙に直接支払う。ただし、出向期間に相当する給与等は甲の負担とする。

(労働保険)

第7条 丙の社会保険、雇用保険は、乙において取り扱う。ただし、出向期間に相当する会社負担分は甲の負担とする。

2 丙の労災保険は、甲が取り扱う。

(経費および福利厚生施設)

第8条 丙が、甲の業務において使用する経費及び業務上の旅費は、甲の負担とする。

2 甲の社員が利用できる福利厚生施設を丙も利用できるものとし、この費用は甲が負担する。

(出向負担金)

第9条 甲は乙に対し、第6条および第7条1項にある甲が負担すべき費用について、出向負担金として支払うものとする。

2 乙は、毎月の出向料の請求書を当月____日で締め切って甲に対し発行し、甲は各月分を翌月末日までに乙の指定する金融機関に振り込むものとする。

(契約解除)

第10条 甲又は乙は、本契約期間中といえども、相手方が本契約に違反するとき、又はやむを得ない事由があるときは本契約を解除することができる。

(契約終了)

第11条 甲と乙との間で、本契約を更新する旨の合意に達しないときは、出向期間の満了とともに当然に本契約は終了する。

2 甲乙いずれからも本契約を更新しない旨の意思表示が無いときは、本契約は1年間自動更新するものとし、爾後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この契約書に定めのない事項又は不明な点の疑義については、その都度、甲乙協議して決定する。

以上のおり契約が成立したので、本契約書を2部作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和____年____月____日

住 所 : _____
甲 事業所 : _____
代表者 : _____

住 所 : _____
乙 事業所 : _____
代表者 : _____